



# 長野県報

7月4日(木)  
平成25年  
(2013年)  
第2485号

## 目 次

### 告 示

技術専門校の平成26年度の訓練定員（人材育成課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式（選挙管理委員会）	4
参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式（選挙管理委員会）	4
参議院長野県選出議員選挙における選挙長及び職務代理者の選任（選挙管理委員会）	5
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び職務代理者の選任（選挙管理委員会）	5
参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（選挙管理委員会）	6
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（選挙管理委員会）	6
参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日（選挙管理委員会）	6
参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	6
参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	6
参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	6
参議院長野県選出議員選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送（選挙管理委員会）	6
参議院比例代表選出議員選挙の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	6
参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時（選挙管理委員会）	7
参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時（選挙管理委員会）	7
参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	7
参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（選挙管理委員会）	7
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	7

### 公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	8
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働・N P O課）	8
一般競争入札（食品・生活衛生課）	9
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	10
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（生活排水課）	10
一般競争入札（企業局）	13
平成25年度長野県警察官採用試験（B）の実施（人事委員会事務局）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	16
一般競争入札（企業局）	17

**長野県告示第370号**

技術専門校の平成26年度の訓練定員を次のように定めました。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

技術専門 校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県長野 技術専門校	機械加工科 電気工事科 製版科 木造建築科	20 20 15 20	人
長野県松本 技術専門校	電気工事科 自動車整備科 木造建築科 冷凍空調設備科	20 50 40 40	
長野県岡谷 技術専門校	コンピュータ制御科 機械制御科 電子制御科	10	10 10
長野県飯田 技術専門校	自動車整備科 木造建築科	40 20	
長野県伊那 技術専門校	メカトロニクス科 システム設計科 機械科	40 20	20
長野県佐久 技術専門校	機械加工科 機械C A D加工科	20	20
長野県上松 技術専門校	木工科	40	

人材育成課

**長野県告示第371号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字細洞4475から4477まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第372号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字豊田字追ノ沢7523から7526まで、7528の1、7528のイ、7529、7530、7531のロ、7532から7535まで、7536の1、7536の2、7537から7542まで、7553、7555、7557から7569まで、7571、7572（次の図に示す部分に限る。）、字道平7822、7823

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第373号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字三日町字闇沢2138の1、2138の2、2138のイの1、2138のイの2の1、2138のハ、2139、2142の1から2142の4まで、2143のイ、2143のロ、2144、字大崎2145の1、2145の2、2148の1、2148の2、2149

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第374号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡平谷村403の339、403の750

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び平谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第375号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字北信字宮地3041の167、3041の202、3041の203、3041の206、3041の209、3041の211から3041の213まで、3041の269、3041の302、3041の303（次の図に示す部分に限る。）3041の307から3041の309まで、3041の313から3041の315まで、3041の323、3041の330（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇宮地3041の203、3041の206、3041の209、3041の211、3041の302、3041の303（次の図に示す部分に限る。）、3041の309、3041の313、3041の314、3041の323、3041の330（次の

図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第376号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穏字十二沢347の1、349

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第377号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年7月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢14536の35（国有林）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由

道路用地とするため

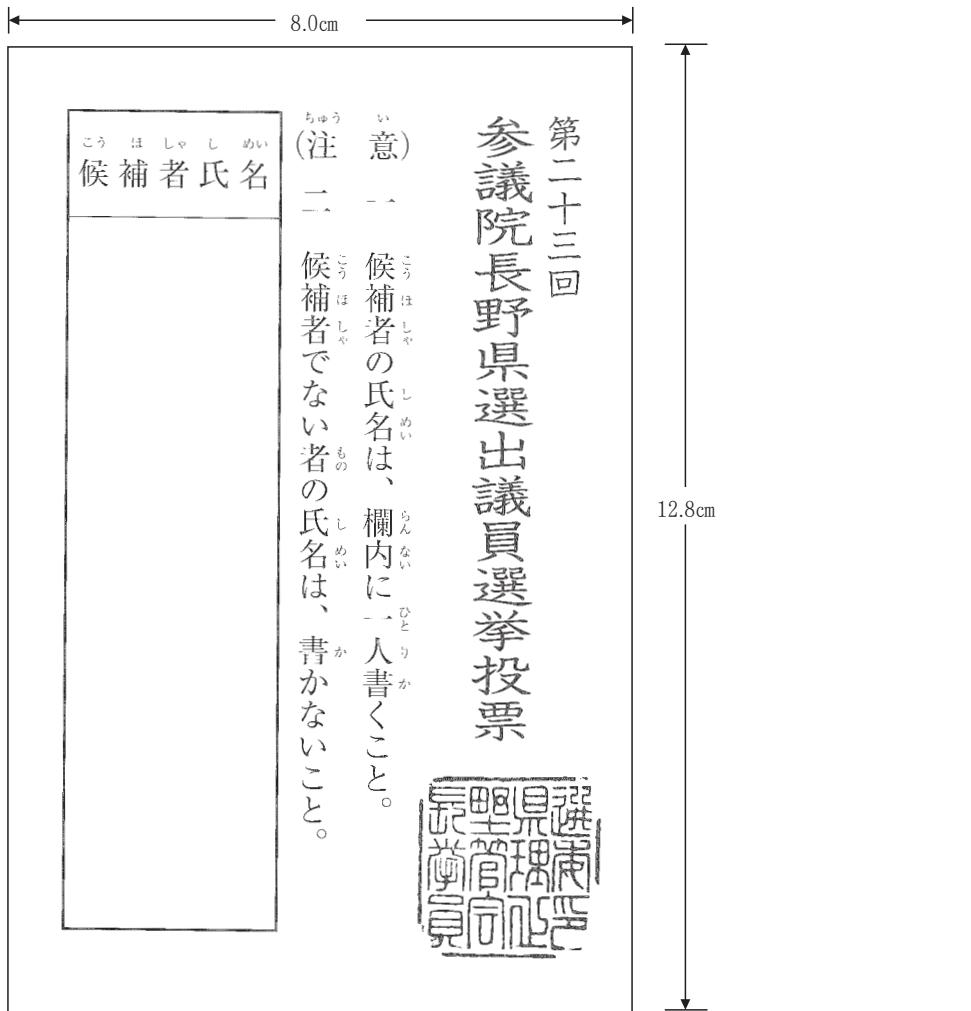
森林づくり推進課

## 選告示第27号

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎



- (備考) 1 用紙はクリーム色に黒刷りとする。  
 2 印は刷り込みによるものとする。  
 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

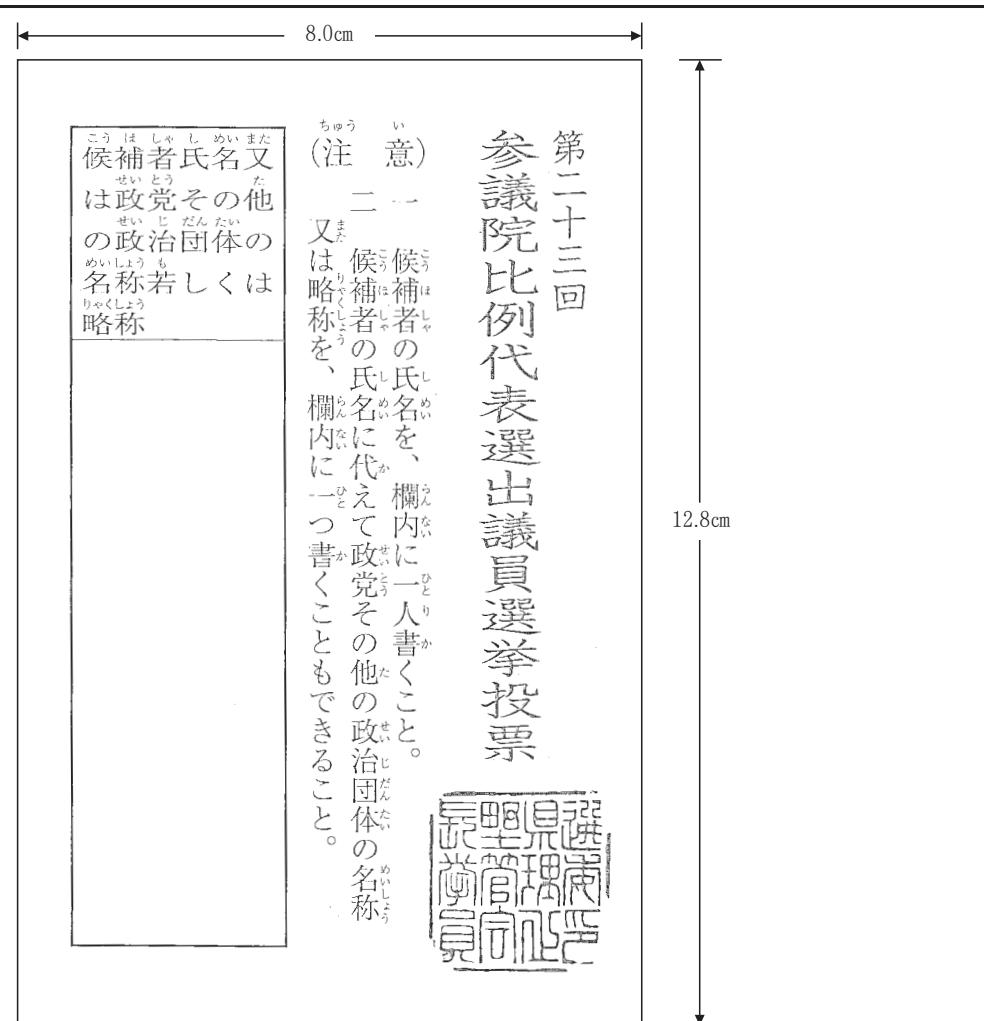
選挙管理委員会

## 選告示第28号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎



- (備考) 1 用紙は白色に赤刷りとする。  
2 印は刷り込みによるものとする。  
3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選舉管理委員會

#### 選告示第29号

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

職名	住所	氏名
選挙長	松本市蟻ヶ崎5丁目2番18号	深沢 賢一郎
選挙長の職務を代理すべき者	長野市大字北長池2099番地2	池田秀幸

選舉管理委員會

#### 選告示第30号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会长及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

職名	住所	氏名
選挙分会长	須坂市墨坂5丁目23番1号	永井順裕
選挙分会长の職務を代理すべき者	埴科郡坂城町大字坂城1848番地15	久保友二

選舉管理委員會

**選告示第31号**

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

選挙長の氏名 深沢 賢一郎

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、7月4日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県議会棟404号及び405号会議室

**選挙管理委員会**

**選告示第32号**

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

選挙分会長の氏名 永井 順裕

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

**選挙管理委員会**

**選告示第33号**

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる期日は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

平成25年7月4日

**選挙管理委員会**

**選告示第34号**

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日 時 平成25年7月5日 午後5時30分

**選挙管理委員会**

**選告示第35号**

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日 時 平成25年7月6日 午前9時

**選挙管理委員会**

**選告示第36号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日 時 平成25年7月4日 午後5時30分

**選挙管理委員会**

**選告示第37号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

**選挙管理委員会**

**選告示第38号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日 時 平成25年7月4日 午後6時30分

選挙管理委員会

#### 選告示第39号

平成25年7月21日執行の参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会棟402号会議室

2 日 時 平成25年7月24日 午後1時30分

選挙管理委員会

#### 選告示第40号

平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県議会棟402号会議室

2 日 時 平成25年7月24日 午後3時

選挙管理委員会

#### 選告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成25年7月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

表中

松本市松南地区福祉ひろば

双葉4番8号

"

松本市奈川文化センター夢の森

奈川3301番地

"

」

を

松本市松南地区福祉ひろば

双葉4番8号

"

」

に、

松本市四賀会館

会田691番地

"

松本市ピナスホール

会田1001番地1

"

」

を

松本市四賀会館

会田691番地

"

」

に改める。

選挙管理委員会